

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年7月18日提出
【計算期間】	第3期（自 平成24年10月23日 至 平成25年4月22日）
【ファンド名】	アムンディ・C A円建社債ファンド2011-10
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーチュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、主としてクレディ・アグリコル エス・エーの発行する円建社債に投資を行い、満期償還時の投資信託財産の確保および定期的な収益分配の確保を目指した運用を行います。

(ファンドの特色)

1. 原則として、満期償還時の元本確保※を目指します。

※元本確保とは、1万口当たり約10,000円の確保を指します。

※原則として、満期償還時には元本確保を目指しますが、信託期間中は投資元本を下回る水準となる可能性が高くなります。

投資対象債券の発行体が債務不履行等の状況に陥った場合には、満期償還時の元本確保ができない場合があります。

2. クレディ・アグリコル エス・エーの発行する約3年半満期の円建社債を主な投資対象とします。

- 原則として、投資対象債券は満期まで保有し、他の債券への入替は行いません。
- 日本国債および短期金融商品等に投資することがあります。

3. 原則として、年2回、一定額（年間合計約30円～約70円（1回につき約15円～約35円）※、1万口当たり／税引前）の分配金のお支払いを目指します。

- 一般に社債は国債よりも利回りが高くなります。ファンドはクレディ・アグリコル エス・エーの発行する約3年半満期の円建社債に投資することで、残存3年半程度の日本国債や預貯金の利率よりも高い利率に相当する分配金額を目指します。

【ご参考】

債券とは、国、地方公共団体、企業などが投資者から資金を調達することを目的として発行するものです。
企業が発行する債券を社債といいます。
一般に、債券は定期的に利息を受取ることができ、満期償還時に投資元本（額面金額）が戻ります。

【イメージ図】



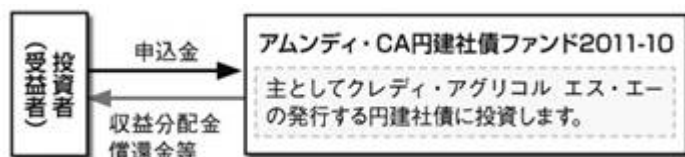
※設定日に決定した分配金額は、委託会社が販売会社を通じて書面にて受益者の皆様にご報告いたします。

※分配金額は、年間合計106円（1回につき53円（1万口当たり／税引前））に決定しました。

信託金の限度額は500億円です。

ファンドの運用指図の権限は、アムンディに委託します。

<イメージ図>



ファンドの運用プロセス

- ① クレディ・アグリコル エス・エーの債券の取引条件の検証
- ② 日次モニタリング（信用状況と債券価格）

前記は本書作成日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

ファンドの主要投資対象である円建社債の発行体であるクレディ・アグリコル エス・エーは、委託会社の親会社であるアムンディ(フランス)の75%の株式を保有する関連外国法人です。

クレディ・アグリコル エス・エー (CASA) について



CRÉDIT
AGRICOLE S.A.

クレディ(Crédit)は「銀行」、アグリコル(Agricole)は「農業」を意味しています。



フランスは、世界有数の農業大国です
国土面積の53.6%を農地が占め、米国、
オランダに次ぐ世界第3位の農産物輸出国です。
(出所：世界貿易機関2010/11, FAO (2007年現在))

■クレディ・アグリコル エス・エーは、フランスの3大銀行の一つです。
1894年(明治27年)に農業大国フランスで農業信用組合として発足し、
70 カ国以上に業務を展開する世界的な大手金融グループであるクレディ・
アグリコル・グループの中核組織です。

■クレディ・アグリコル エス・エーの格付は、A2格(ムーディーズ社)、A格
(スタンダード&プアーズ社)(2013年6月28日現在)[※]です。

※ムーディーズ社は発行体格付、スタンダード&プアーズ社は長期外貨建発行体格付。
本信用格付は、本邦において信用格付業者として登録していない格付業者が付与した格付です。
ファンドの投資対象債券の発行体は信用格付業者による、いかなる格付も取得しておりません。

■クレディ・アグリコル・グループの概要

自己資本	自己資本(Tier1)ベースで 世界第13位 755億米ドル ^{※1}
拠点/従業員	世界中に 11,500 の拠点、160,000人 を超える従業員数
フランス 国内	フランス 最大級 のリテールバンク 支店数 9,075支店、個人顧客 2,600万人、法人顧客 106.5万社、 個人預金：27.9% 個人住宅ローン：27.8% 保険契約高：15.2%のシェア ^{※2} (ご参考：フランスの人口約6,467万人(出所：外務省))

出所：クレディ・アグリコル エス・エー Annual report 2010を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※1 The Banker, July 2010(データは2009年12月末現在)

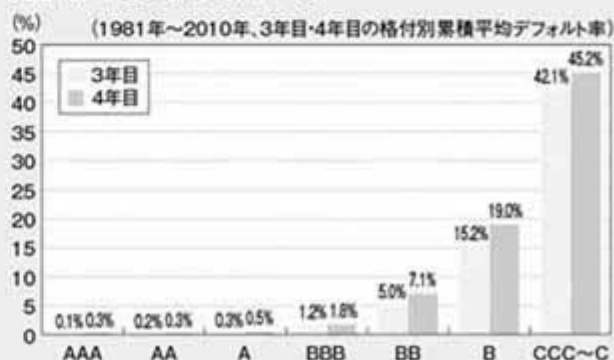
※2 出所：個人預金および個人住宅ローンは、フランス中央銀行(2009年12月末現在)、保険契約は、クレディ・アグリコル エス・エー Second quarter and first half-year 2010 results (2010年6月末現在)

【ご参考：債券の格付表】

	ムーディーズ社	スタンダード&プアーズ社
投資適格債 (BBB 格以上)	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
ハイイールド債 (高利回り債／ 投機的格付債) (BB 格以下)	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C

出所：2011年8月末のムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社のホーム
ページの情報を基にアムンディ・ジャパン株式会社が作成。スタン
ダード&プアーズ社のD格は省略。

【ご参考：年間平均デフォルト[※]率】



※債券の元金(利息および償還金)の支払いが当初決められた通りにできなくなることをいいます。

出所：スタンダード&プアーズ社「グローバル・コーポレート・デフォルト・スタディー 2010年版」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。*アムンディ・ジャパン株式会社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、単位型投信／海外／債券に属しています。

○商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (日本を含む)
債券 一般 公債 社債	年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア オセアニア
不動産投信	日々	中南米
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

(注) ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

○商品分類の定義

・単位型・追加型

「単位型投信」…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われ
ないファンドをいいます。

・投資対象地域

「海外」………目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の
資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産（収益の源泉）

「債券」………目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源
泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

・投資対象資産

「債券（社債）」…目論見書または投資信託約款において、企業が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

・決算頻度

「年2回」…目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「欧州」…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

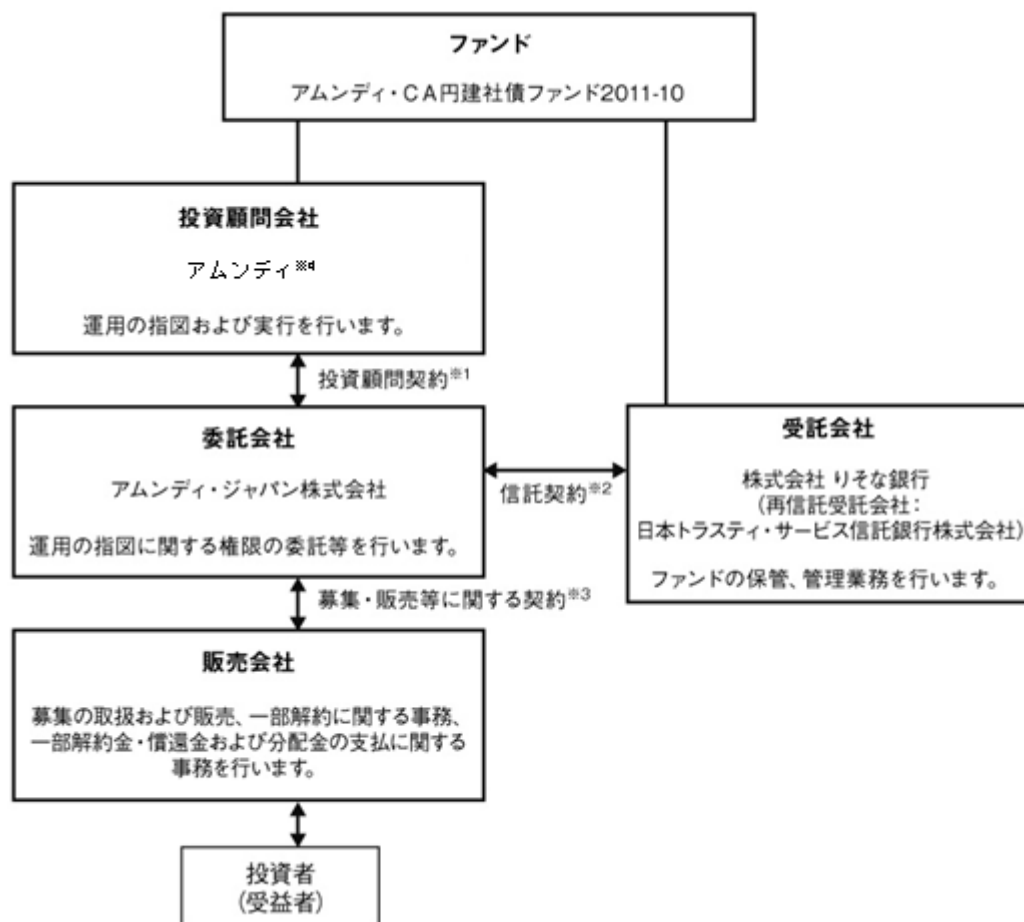
* 商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年10月31日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資顧問契約
委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

※2 信託契約
委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

- ※3 募集・販売等に関する契約
委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。
- ※4 平成25年6月30日付で投資顧問会社がアムンディ インベストメント・ソリューションズからアムンディに変更になりました。ファンドの運用の指図に係る権限の委託先に於ける事業再編に伴うものでファンドの運用方針・体制等には変更はありません。

② 委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資カウセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で7,274億ユーロ（約83兆円、1ユーロ＝114.71円で換算。2012年12月末現在）を超え、欧州第2位[※]、世界ではトップ・テン[※]に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

※ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2012年6月版（数値は2011年12月末現在））

《アムンディ・ジャパン株式会社 概要》

クレディ・アグリコル グループとソシエテ ジェネラル グループの資産運用会社を統合し、パリにて設立されたアムンディの日本法人です。両グループのノウハウを結集し、多彩かつ洗練された運用プロダクトの提供、機動的な運用、顧客との信頼関係の構築をコンセプトとして投資家ニーズに応じた商品提供を行っています。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドは、主としてクレディ・アグリコル エス・エーの発行する円建社債に投資を行い、満期償還時の投資信託財産の確保および定期的な収益分配の確保を目指した運用を行います。

- ① クレディ・アグリコル エス・エーの発行する約3年半満期の円建社債を主な投資対象とし、原則として、満期償還時の元本確保（1万口当たり約10,000円）を目指します。
投資対象債券の発行体の状況によっては、満期償還時の元本確保ができない場合があります。
- ② 原則として、投資対象債券は満期まで保有し、他の債券への入替は行いません。ただし、発行体の信用状況が著しく悪化した場合や倒産等の場合には、投資対象債券を途中売却し、ファンドを早期償還する場合があります。
- ③ 日本国債および短期金融商品等に投資することがあります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑥ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。
- ⑦ ファンドの運用指図の権限は、アムンディに委託します。

(2) 【投資対象】

① 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限りします）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下同じ）
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます)の新株引受権証券を除きます)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます）または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)および新株

予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの

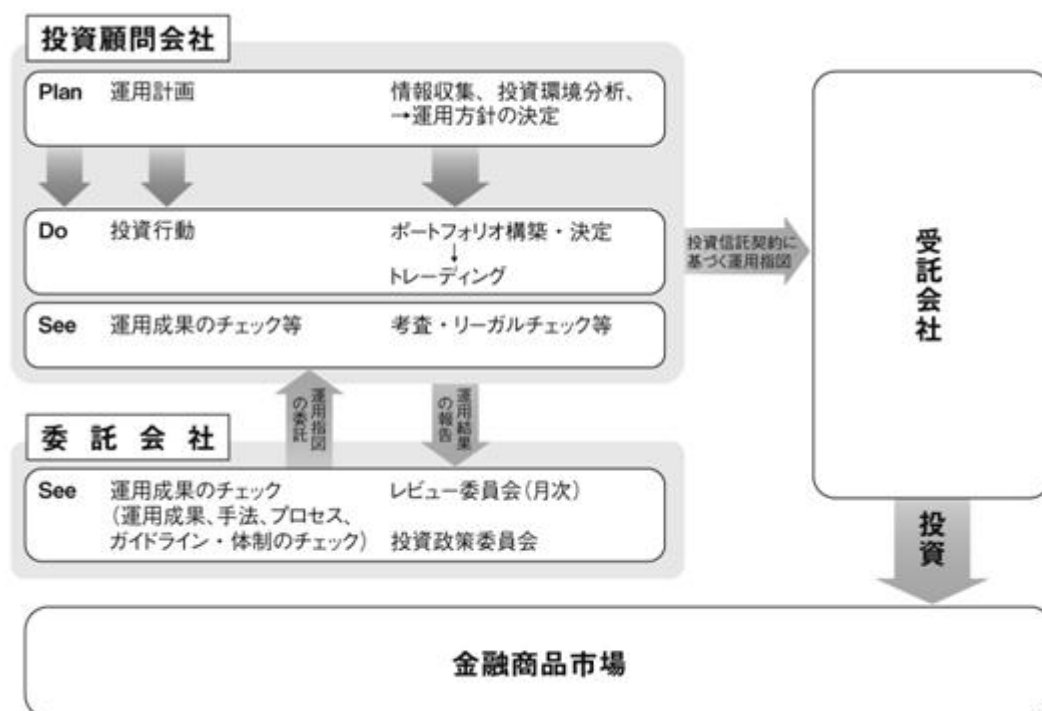
なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券、14.の証券のうち投資法人債券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きま）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みま）により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記③の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、投資信託財産に属する株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みま）の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 投資信託財産の純資産総額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および投資信託約款に規定する借入有価証券を除きま）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



委託会社の運用成果のチェック・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

①収益分配方針

ファンドは、毎決算時（原則として4月20日および10月20日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針に基づいて分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の元本超過額または配当等収益のいずれか多い額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定しますが、原則として年2回、一定額（年間約30円～約70円（1回につき約15円～約35円））の収益分配(1万口当たり/税引前)を目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配

1) 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務等の諸費用および信託報酬（共に消費税等相当額含む）控除後、収益分配前の投資信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。

- (i) 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額または配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、信託事務等の諸費用および信託報酬（共に消費税等相当額含む）ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額。
- (ii) 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、投資信託財産に属する配当等収益から信託事務等の諸費用および信託報酬（共に消費税等相当額含む）ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額。

(iii) 委託会社は前記(i)(ii)の収益分配方式に従い収益分配を行います。原則として年2回、一定額（年間約30円～約70円（1回につき約15円～約35円））の収益分配(1万口当たり/税引前)を目指します。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日

から起算して5営業日までにお支払いを開始します）。

- 2) 前記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者が、収益分配金について前記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

※満期償還時の分配金相当額は、満期償還価額の一部としてお支払いします。

(5) 【投資制限】

① ファンドの信託約款で定める投資制限

- 1) 外貨建資産への投資は行いません。
- 2) 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式等への投資制限
 - (a) 同一銘柄の株式への投資は取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

5) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

6) 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、わが国の取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の取引所等(外国における店頭市場を含みます)におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8) 金利先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (e) 金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の

利率（以下「指標利率」といいます）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

9) 有価証券の貸付けの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の i.、ii. の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - i. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 有価証券の貸付けが前記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

10) 公社債の空売りの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

11) 公社債の借入れの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 公社債の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

12) 資金の借入れの制限

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

13) 受託会社による資金の立替え

- (a) 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (b) 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- (c) 立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令により禁止または制限される取引等

1) 同一法人の発行する株式の投資制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

①信用リスク

- ・ファンドが主要投資対象とする円建社債には、その発行体の倒産や財務状況の悪化等によって、当該円建社債の利息や償還金を支払うことができなくなる（債務不履行＝デフォルト）リスクがあります。
- ・債務不履行に陥ったとき、またはそうなる可能性が高まったときには、信用リスクが上昇します。このような場合、当該円建社債の価格は値下りし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・投資した円建社債の発行体の債務不履行等によっては、目標とする分配金額や満期償還価額を達成できない場合があります。

②価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする円建社債は、当該円建社債の発行体の財務状況、一般的な経済状況や金利、債券の市場感応度の変化等により価格が値下りするリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。ファンドは原則として満期償還時の元本確保を目指して運用を行います。当該円建社債の価格が下落した場合にはファンドの基準価額が下落し、途中換金の際には損失を被り投資元本を割込むことがあります。

過去約10年間の円市場金利およびクレディ・アグリコル エス・エーの信用状況の変動分析に基づく、ファンドの信託期間中の基準価額は概ね9,000円台で推移すると見込まれます。ただし、円市場金利の急上昇またはクレディ・アグリコル エス・エーの信用力が大幅に低下する等の極端な事態が生じた場合、信託期間中の基準価額が9,000円を大幅に下回ることが想定されます。

③流動性リスク

ファンドは、原則として単一の円建社債を投資対象とします。途中換金に対応するためには当該円建社債を一部売却する必要があります。当該円建社債は一部売却時には、店頭取引（相対取引）等で売却することとなり、十分に流動性が確保されない場合があります。売却の際にはその時の市場環境から期待される価格よりも不利な状況で取引されることがあります。この場合、ファンドの途中換金価額は売却損が発生する水準となる可能性が高く、投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

①途中換金に関する留意点

- ・ファンドは、満期償還時の元本確保を目指して運用を行います。途中換金時に適用される基準価額は、組入債券の時価が反映されます。組入債券の時価は、金利の変動、組入債券の発行体の信用状況等により日々変動するため、お客さまが既に受取られた分配金を考慮しても投資元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

②特定の債券への銘柄集中に関する留意点

- ・ファンドの主要投資対象は、クレディ・アグリコル エス・エーが発行する単一の円建社債であり、一般的な投資信託の特徴である分散投資を行いません。したがって、ファンドの基準価額の変動は、主に当該単一の円建社債の価格の変動を受けたものとなります。

③基準価額および償還価額の上限について

＜信託期間中＞信託期間中の基準価額は、組入債券の部分売却が可能である価格（時価）を基に算出しますので、投資元本（1万口当たり10,000円）を下回る可能性があります。

＜満期償還時＞満期償還価額は、1万口当たり約10,000円と満期償還時の分配金相当額の合計額（税引前）を超えて上昇することはありません。

④その他

- ・ファンドが各計算期間において想定を超えた大量の途中換金の申込を受付けた場合には、目標とする分配金額の一部あるいは全部をお支払いできないことがあります。
- ・ファンドの運用管理費用（信託報酬）は、当初設定時に一括徴収し、その後の信託期間中には徴収しない仕組みであり、途中換金または繰上償還があった場合でも払戻しされません。したがって、ファンドを途中換金された投資者の負担する運用管理費用（信託報酬）の保有期間当たりの負担率は、満期償還まで保有された投資者の負担率を上回ることとなりますので、ご注意ください。また、設定日のファンドの基準価額は、当運用管理費用（信託報酬）分、下落することとなります。
- ・ファンドの主要投資対象である円建社債の発行体であるクレディ・アグリコル エス・エーが本拠とするフランスおよび欧州において、政治、経済情勢、市場、金融規制、税制等に変化があった場合には、当該円建社債の価格が大きく変動することや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。
- ・ファンドの主要投資対象である円建社債の発行体であるクレディ・アグリコル エス・エーは、当該円建社債を発行することにより発行額相当の資金を調達することになりますが、その資金は、事業資金、貸付資金、投資資金などクレディ・アグリコル エス・エーがその経営、事業計画に基づきいかなる用途にも向けられます。また、ファンドおよびファンドの関係法人である委託会社、販売会社、受託会社は、クレディ・アグリコル エス・エーに対してその資金の用途について何ら指示、関与することはありません。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態により主要投資対象である円建社債の価格の算出が著しく困難になる場合、あるいは不能となる場合があります。このような事態を受けてファンドの運用および基準価額の算出において当該円建社債の価格の合理性に疑問が生じた場合、また当該円建社債の価格の提供が行われなくなような場合には、委託会社の判断において途中換金請求の受付を一時的に中止することがあります。
- ・ファンドが目標とする分配金額および満期償還価額は、本書作成日現在の日本およびファンドの運用に関連する国の法令、税制（消費税等の料率を含む）および会計基準等に基づいて試算されているため、将来における当該事項の改正および変更によっては、目論見書に表示されている通りにはならないことがあります。

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

- ・運用リスクの管理

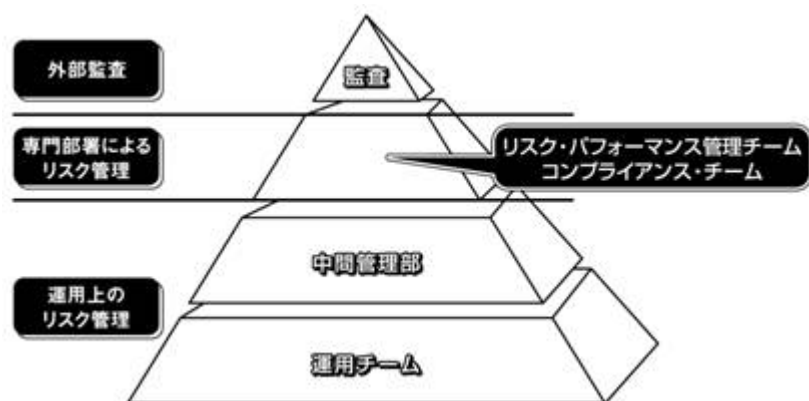
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

(ご参考)

《アムンディ(投資顧問会社)のリスク管理体制》

アムンディのリスクモニターおよびリスク管理は次の3段階で行っています。



- ・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当するストラクチャード商品運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認、対参照インデックスのモニター、発行体と結ぶ特異なスワップ評価のコントロールを行います。

- ・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。特に、発行体信用リスク管理チームは、債券発行体の発行金額や償還等の制限を定義する重要な役割を果たします。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

- ・外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディの母体）およびアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、当該換金時（途中解約時）には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の信託財産留保額[※]が差引かれます。

※途中換金に対応して有価証券等の取引を行う場合には、売買委託手数料等のコストが発生する他、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを投資信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益者間の公平性に資する目的で導入されています。この信託財産留保額は、ファンド自体に留保されます。

(3)【信託報酬等】

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

時期	信託報酬	
設定時	信託報酬の総額	信託報酬の総額は、投資信託財産の当初設定時元本総額に対し、1.35975%（税抜1.295%）を乗じて得た金額とし、投資信託財産の当初設定時に費用計上されます ^{※1} 。
	信託報酬の配分	委託会社：0.4725%（税抜0.45%） ^{※2} 販売会社：0.84%（税抜0.80%） 受託会社：0.04725%（税抜0.045%）

※1 ファンドの運用管理費用（信託報酬）は、当初設定時に一括徴収し、その後の信託期間中には徴収しない仕組みであり、途中換金または繰上償還があった場合でも払戻しされません。

※2 運用指図の権限委託先であるアムンディに支払う報酬額は、投資信託財産の当初設定時元本総額に対し、上限0.45%^{※3}を乗じて得た金額とし、委託会社の報酬から支払うものとします。

※3 日本国外においてかかる費用（信託報酬の配分のうち、投資顧問報酬）に関しては、消費税等が課されません。

(4)【その他の手数料等】

① 資金の借入れにかかる借入金の利息

投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。

② 信託事務等の諸費用および監査報酬

1. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

2. 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中より支弁することを原則とします（日々の元本総額に対して年率0.01%の料率を乗じて得た額、上限200万円（監査1回当たりの費用／税込）（本書作成日現在））。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示す

ることはできません。

＊ファンドの費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成25年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税^{※1}または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税^{※1}が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% ^{※2} 、地方税3%）
平成26年 1月 1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ^{※2} 、地方税5%）
平成50年 1月 1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

※1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます）の損益通算をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

※2 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに換金時および償還時の元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません）。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% [※] ）
平成26年 1月 1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% [※] ）
平成50年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成25年5月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	フランス	4,435,988,800	97.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	135,654,800	2.96
合計（純資産総額）		4,571,643,600	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フランス	社債券	CREDIT AGRICOLE S.A. 円 建社債 2015/04/09	4,432,000,000	100.01	4,432,443,200	100.09	4,435,988,800	1.169	2015/04/09	97.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	社債券	97.03
合計		97.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成25年5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成24年 4月20日）	5,827,825,873	5,859,424,192	0.9775	0.9828
第2期計算期間末（平成24年10月22日）	5,790,695,135	5,821,297,584	1.0029	1.0082
第3期計算期間末（平成25年 4月22日）	4,653,466,702	4,678,077,804	1.0021	1.0074
平成24年 5月末日	5,756,195,189	—	0.9695	—
6月末日	5,792,185,661	—	0.9755	—
7月末日	5,854,121,833	—	0.9869	—
8月末日	5,900,519,457	—	0.9974	—
9月末日	5,873,912,013	—	1.0044	—

10月末日	5,754,132,727	—	1.0035	—
11月末日	5,559,507,809	—	1.0024	—
12月末日	5,283,944,245	—	1.0072	—
平成25年 1月末日	5,148,003,743	—	1.0088	—
2月末日	4,977,215,104	—	1.0081	—
3月末日	4,811,154,958	—	1.0068	—
4月末日	4,628,934,888	—	1.0026	—
5月末日	4,571,643,600	—	1.0044	—

②【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成23年10月31日 至 平成24年 4月20日	0.0053
第2期計算期間	自 平成24年 4月21日 至 平成24年10月22日	0.0053
第3期計算期間	自 平成24年10月23日 至 平成25年 4月22日	0.0053

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成23年10月31日 至 平成24年 4月20日	△1.7
第2期計算期間	自 平成24年 4月21日 至 平成24年10月22日	3.1
第3期計算期間	自 平成24年10月23日 至 平成25年 4月22日	0.4

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\left(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \div \left(\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \times 100$$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成23年10月31日 至 平成24年 4月20日	6,018,199,157	56,252,017	5,961,947,140
第2期計算期間	自 平成24年 4月21日 至 平成24年10月22日	—	187,900,000	5,774,047,140
第3期計算期間	自 平成24年10月23日 至 平成25年 4月22日	—	1,130,442,950	4,643,604,190

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 設定口数は、当初設定口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドは、販売会社によって、募集期間中（平成23年9月29日から平成23年10月27日まで）の各営業日に募集が行われました。

2【換金（解約）手続等】

1）途中換金[※]の受付

[※]途中換金とは投資信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2）途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱いします。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。換金の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれかにあたる場合をいいます）においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 換金価額は、途中換金の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。
- (d) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3）換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

4）換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの換金価額について委託会社の照会先にお問合せください。



5）途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。

6）換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

7) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

8) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

9) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止することおよび既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

※買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および投資信託約款に規定する借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。基準価額は、組入有価証券などの値動きにより、日々変動します。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。



(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成23年10月31日から平成27年4月20日までとします。

ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託期間は前記満了日より前に終了することがあります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、委託会社は受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

1) この信託の計算期間は、原則毎年4月21日から10月20日、10月21日から翌年4月20日までとします。

ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日から平成24年4月20日までとします。

2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「早期償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ii. 投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が3億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき
- iv. 信託期間中において、主要投資対象である円建社債の発行体等の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該円建社債を全て売却し、ファンドの運用の基本方針に沿った運用ができなくなる様な場合または当該円建社債が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合等真にやむを得ない事情が生じた場合、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、前記に従い早期償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、前記 i. から iii. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 1. 前記iv.の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合
 2. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 3. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合
 - (b) 委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2）投資信託約款の変更等」の(b)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
 - (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 投資信託約款の変更等
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「2）投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - (b) 委託会社は、前記(a)の事項（(a)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議

を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(c)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から前記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から前記(f)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記（a）から（g）までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または前記「2）投資信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記「1）信託の終了」の(a)の1) または前記「2）投資信託約款の変更等」の(b)に規定する書面に付記します。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該投資信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

6) 関係法人との契約の更改等に関する手續

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、前記1) の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きま

す。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（とします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3）受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

1）受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

2）償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から受益者にお支払いします。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3）受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中換金（買取）請求権

1）受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

2）換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

⑤ 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記「1）信託の終了」の(a)の1) または前記「2）投資信託約款の変更等」の(b)に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成24年10月23日から平成25年4月22日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・C A 円建社債ファンド2011-10

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期計算期間末 (平成24年10月22日)	第3期計算期間末 (平成25年 4月22日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	149,697,767	122,352,312
社債券	5,659,818,960	4,537,892,240
未収利息	33,469,517	26,370,528
その他未収収益	3,796,245	3,796,245
流動資産合計	5,846,782,489	4,690,411,325
資産合計	5,846,782,489	4,690,411,325
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	30,602,449	24,611,102
未払解約金	25,185,000	12,074,800
その他未払費用	299,905	258,721
流動負債合計	56,087,354	36,944,623
負債合計	56,087,354	36,944,623
純資産の部		
元本等		
元本	5,774,047,140	4,643,604,190
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,647,995	9,862,512
元本等合計	5,790,695,135	4,653,466,702
純資産合計	5,790,695,135	4,653,466,702
負債純資産合計	5,846,782,489	4,690,411,325

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期計算期間 自 平成24年 4月21日 至 平成24年10月22日	第3期計算期間 自 平成24年10月23日 至 平成25年 4月22日
営業収益		
受取利息	34,207,061	29,383,387
有価証券売買等損益	143,454,380	△4,882,140
その他収益	3,796,245	—
営業収益合計	181,457,686	24,501,247
営業費用		
その他費用	503,185	451,956
営業費用合計	503,185	451,956
営業利益又は営業損失（△）	180,954,501	24,049,291
経常利益又は経常損失（△）	180,954,501	24,049,291
当期純利益又は当期純損失（△）	180,954,501	24,049,291
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△134,121,267	16,647,995
剰余金増加額又は欠損金減少額	417,210	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	417,210	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	6,223,672
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	6,223,672
分配金	30,602,449	24,611,102
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,647,995	9,862,512

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成24年10月23日から平成25年4月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期計算期間末 (平成24年10月22日)	第3期計算期間末 (平成25年 4月22日)
1. 設定年月日	平成23年10月31日	平成23年10月31日
設定元本額	6,018,199,157円	6,018,199,157円
期首元本額	5,961,947,140円	5,774,047,140円
元本残存率	95.9%	77.1%
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,774,047,140口	4,643,604,190口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期計算期間 自 平成24年 4月21日 至 平成24年10月22日	第3期計算期間 自 平成24年10月23日 至 平成25年 4月22日
分配金の計算過程 計算期間末における純資産額の元本超過額47,250,444円が、費用等控除後の配当等収益額37,500,121円を超過しているため、純資産額の元本超過額47,250,444円(1万口当たり81円)を分配対象収益として、うち30,602,449円(1万口当たり53円)を分配金額としております。	分配金の計算過程 計算期間末における純資産額の元本超過額34,473,614円が、費用等控除後の配当等収益額28,931,431円を超過しているため、純資産額の元本超過額34,473,614円(1万口当たり74円)を分配対象収益として、うち24,611,102円(1万口当たり53円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期計算期間 自 平成24年 4月21日 至 平成24年10月22日	第3期計算期間 自 平成24年10月23日 至 平成25年 4月22日
----	---	---

1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、社債券であります。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。貸借対照表計上額の社債券の全額は、同一銘柄に投資されており、信用リスクが集中しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である社債券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期計算期間末 (平成24年10月22日)	第3期計算期間末 (平成25年 4月22日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(3) デリバティブ取引 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期計算期間末 (平成24年10月22日)	第3期計算期間末 (平成25年 4月22日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
社債券	140,774,640	△5,900,440
合計	140,774,640	△5,900,440

(デリバティブ取引等に関する注記)

第2期計算期間末（平成24年10月22日）

該当事項はありません。

第3期計算期間末（平成25年4月22日）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期計算期間（自 平成24年4月21日 至 平成24年10月22日）

関連当事者の名称	当ファンドとの関係	取引の内容	取引金額 (円)	取引により発生した 債権又は債務に係る 主な項目別の当計算 期間の末日における 残高
CREDIT AGRICOLE CORPORATE AND INVESTMENT BANK	信託財産の運用の指図を 行う投資信託委託会社の 利害関係人等	有価証券の売付	161,409,860	未収入金 ― 円

取引条件及び取引条件の決定方針

当ファンドの運用再委託先であるアムンディ インベストメント・ソリューションズが、社内規程に基づき発行価格が流通価格の実勢水準から大きく乖離していないことなど価格の妥当性について検証し、発行時の取引条件が決定されております。また、資産の売買においては、社内規程に基づき最良執行を行っており、取引条件はその結果として決定されております。

第3期計算期間（自 平成24年10月23日 至 平成25年4月22日）

関連当事者の名称	当ファンドとの関係	取引の内容	取引金額 (円)	取引により発生した 債権又は債務に係る 主な項目別の当計算 期間の末日における 残高
CREDIT AGRICOLE CORPORATE AND INVESTMENT BANK	信託財産の運用の指図を 行う投資信託委託会社の 利害関係人等	有価証券の売付	1,117,044,580	未収入金 ― 円

取引条件及び取引条件の決定方針
同上

（１口当たり情報に関する注記）

	第2期計算期間末 (平成24年10月22日)	第3期計算期間末 (平成25年 4月22日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0029円 (10,029円)	1.0021円 (10,021円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
社債券	日本円	CREDIT AGRICOLE S.A. 円建社債 2015/04/09	4,538,800,000	4,537,892,240	
		銘柄数 組入時価比率	4,538,800,000 1	4,537,892,240	
			97.5%	100.0%	
		社債券 合計			4,537,892,240
合計				4,537,892,240	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年5月末日現在

I 資産総額	4,575,004,951 円
II 負債総額	3,361,351 円
III 純資産総額（I－II）	4,571,643,600 円
IV 発行済口数	4,551,504,355 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0044 円
（1万口当たり純資産額）	（10,044 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

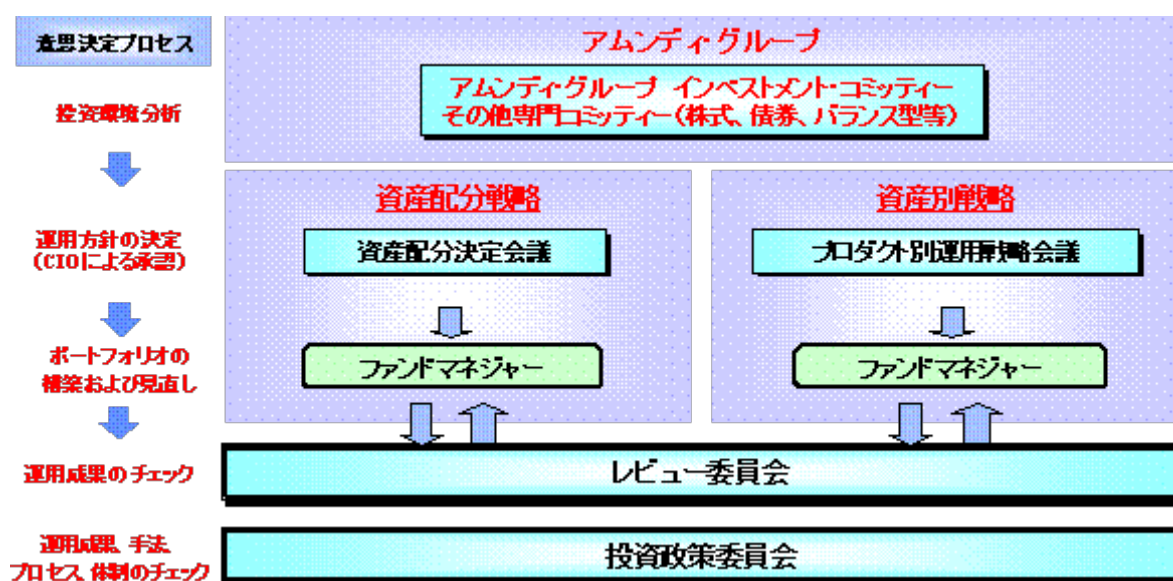
①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

①事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

②営業の概況

平成25年5月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	42	102,289
追加型株式投資信託	146	1,432,684
追加型公社債投資信託	1	18,408
合 計	189	1,553,381

3【委託会社等の経理状況】

（1）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（2）財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（3）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)		第32期 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		2,650,700		2,153,697
有価証券		1,302,738		1,175,027
前払費用		276,348		179,108
未収還付法人税等		6,975		6,458
未収入金		7,883		6,527
未収委託者報酬	*1	1,049,520	*1	1,127,856
未収運用受託報酬	*1	598,799	*1	718,958
未収投資助言報酬	*1	39,549	*1	15,982
未収収益	*1	113,024	*1	143,682
繰延税金資産		172,456		98,508
立替金	*1	39,301	*1	20,820
その他		39,258		125
流動資産合計		6,296,549		5,646,747
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	137,459	*2	119,322
器具備品(純額)	*2	131,839	*2	108,135
有形固定資産合計		269,298		227,457
無形固定資産				
ソフトウェア		12,446		11,850
電話加入権		934		934
無形固定資産合計		13,380		12,784
投資その他の資産				
投資有価証券		1,919,090		2,278,289
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		6,000		5,000
長期差入保証金		191,981		180,700
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		△ 6,000		△ 5,000
投資その他の資産合計		2,197,298		2,545,216
固定資産合計		2,479,976		2,785,457
資産合計		8,776,525		8,432,205

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)	第32期 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,186	819
預り金	277,120	319,438
未払金	644,571	700,436
未払償還金	8,124	4,966
未払手数料	483,904	573,177
その他未払金	*1 152,543	*1 122,293
未払費用	242,443	188,325
未払法人税等	13,069	14,323
未払消費税等	11,112	31,723
前受収益	615,072	217,643
賞与引当金	91,301	97,354
役員賞与引当金	15,388	15,992
資産除去債務	12,210	-
流動負債合計	1,923,473	1,586,053
固定負債		
リース債務	816	-
繰延税金負債	10,581	16,243
退職給付引当金	61,157	58,759
賞与引当金	9,536	5,667
役員賞与引当金	8,673	9,721
資産除去債務	50,003	50,917
固定負債合計	140,765	141,307
負債合計	2,064,237	1,727,359
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	2,991,801	2,963,877
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	1,391,801	1,363,877
利益剰余金合計	3,101,893	3,073,969
株主資本合計	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 8,441	12,041
評価・換算差額等合計	△ 8,441	12,041
純資産合計	6,712,288	6,704,845
負債純資産合計	8,776,525	8,432,205

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,808,292	6,769,804
運用受託報酬	1,786,519	1,917,494
投資助言報酬	32,750	39,575
その他営業収益	532,630	468,026
営業収益合計	9,160,192	9,194,899
営業費用		
支払手数料	3,281,468	3,547,890
広告宣伝費	15,452	67,487
調査費	1,340,502	1,158,768
調査費	608,715	568,720
委託調査費	731,787	590,048
委託計算費	22,888	19,254
営業雑経費	257,680	229,276
通信費	64,101	49,209
印刷費	176,184	163,516
協会費	17,395	16,552
営業費用合計	4,917,990	5,022,676
一般管理費		
給料	2,819,805	2,585,017
役員報酬	219,810	118,614
給料・手当	2,284,355	2,149,555
賞与	249,749	276,105
役員賞与	65,891	40,743
交際費	13,982	11,803
旅費交通費	83,998	46,930
租税公課	34,892	39,746
不動産賃借料	198,292	173,282
賞与引当金繰入	83,681	93,485
役員賞与引当金繰入	10,069	17,640
退職給付費用	249,207	222,723
固定資産減価償却費	51,786	45,404
福利厚生費	431,451	421,902
諸経費	186,838	184,638
一般管理費合計	4,164,002	3,842,570
営業利益	78,200	329,653
営業外収益		
有価証券利息	31,032	-
受取利息	25	14
為替差益	-	21,424
有価証券売却益	7,629	-
雑収入	8,642	12,664
営業外収益合計	47,327	34,102
営業外費用		
為替差損	22,423	-
有価証券利息	-	14,065
雑損失	48	231
営業外費用合計	22,471	14,296

経常利益	103,056		349,460
特別利益			
清算配当金	*1*2	*1*2	-
特別利益合計	73,294		-
特別損失			
減損損失	*3	*3	-
固定資産除却損	*4	*4	6,432
特別損失合計	14,259		6,432
税引前当期純利益	162,092		343,028
法人税、住民税及び事業税	3,800		3,800
法人税等調整額	6,799		67,152
法人税等合計	10,599		70,952
当期純利益	151,493		272,076

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
当期首残高	1,342,567	1,342,567
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		
当期首残高	2,418,835	2,418,835
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,595,308	1,391,801
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	△ 203,507	△ 27,924
当期末残高	1,391,801	1,363,877

（単位：千円）

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	3,305,400	3,101,893
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	△ 203,507	△ 27,924
当期末残高	3,101,893	3,073,969
株主資本合計		
当期首残高	6,924,235	6,720,728
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	△ 203,507	△ 27,924
当期末残高	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 369	△ 8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 8,071	20,481
当期変動額合計	△ 8,071	20,481
当期末残高	△ 8,441	12,041
評価・換算差額合計		
当期首残高	△ 369	△ 8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 8,071	20,481
当期変動額合計	△ 8,071	20,481
当期末残高	△ 8,441	12,041
純資産合計		
当期首残高	6,923,866	6,712,288
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 8,071	20,481
当期変動額合計	△ 211,578	△ 7,443
当期末残高	6,712,288	6,704,845

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第31期 (平成24年3月31日現在)	第32期 (平成25年3月31日現在)																								
*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収委託者報酬</td><td>43,036 千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>23,404 千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>19,632 千円</td></tr> <tr> <td>未収収益</td><td>88,400 千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>240 千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>55,401 千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	43,036 千円	未収運用受託報酬	23,404 千円	未収投資助言報酬	19,632 千円	未収収益	88,400 千円	立替金	240 千円	その他未払金	55,401 千円	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収委託者報酬</td><td>7 千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>61,411 千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>未収収益</td><td>29,393 千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>46,863 千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	7 千円	未収運用受託報酬	61,411 千円	未収投資助言報酬	- 千円	未収収益	29,393 千円	立替金	- 千円	その他未払金	46,863 千円
未収委託者報酬	43,036 千円																								
未収運用受託報酬	23,404 千円																								
未収投資助言報酬	19,632 千円																								
未収収益	88,400 千円																								
立替金	240 千円																								
その他未払金	55,401 千円																								
未収委託者報酬	7 千円																								
未収運用受託報酬	61,411 千円																								
未収投資助言報酬	- 千円																								
未収収益	29,393 千円																								
立替金	- 千円																								
その他未払金	46,863 千円																								
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。																								

建物	53,646 千円	建物	61,093 千円
器具備品	129,811 千円	器具備品	140,127 千円

（損益計算書関係）

第31期 (自 平成23年 4 月 1日 至 平成24年 3 月31日)	第32期 (自 平成24年 4 月 1日 至 平成25年 3 月31日)												
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円	_____												
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。	_____												
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。	_____												
<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>日比谷ダイビル18F</td><td>処分予定資産</td><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 <table><tr><th colspan="2">(減損損失の金額)</th></tr><tr><td>建 物</td><td>8,822千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>8,822千円</td></tr></table>	場所	用途	種類	日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建 物	(減損損失の金額)		建 物	8,822千円	合 計	8,822千円	
場所	用途	種類											
日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建 物											
(減損損失の金額)													
建 物	8,822千円												
合 計	8,822千円												
*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスの18階借室部分の返還に伴い不要となった固定資産の除却であります。												

（株主資本等変動計算書関係）

第31期
(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

第32期
(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

[次へ](#)

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（2）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適切に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第31期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
（2）未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
（3）未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
（4）有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-

(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
② その他有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-
負債計	573,177	573,177	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

(単位：千円)

区 分	第31期(平成24年3月31日)	第32期(平成25年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-

合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-
----	-----------	-----------	---------	---

第32期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	700,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	370,000	1,450,000	-	-
合計	4,370,511	1,450,000	700,000	-

（有価証券関係）

第31期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）				
1. 子会社株式 子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
2. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他（注）	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	△ 14,952
	(3)その他（注）	1,008,068	1,007,206	△ 862
	小計	2,845,887	2,830,073	△ 15,814
合計		3,236,059	3,221,828	△ 14,231
（注）投資信託受益証券であります				
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
投資信託	108,037	7,652	23	

第32期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	

1. 満期保有目的の債券

区分	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	744,922	753,515	8,593
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	744,922	753,515	8,593

2. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
	(3)その他(注)	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他(注)	806,518	806,323	△ 196
	小計	806,518	806,323	△ 196
合計		2,689,686	2,708,394	18,708

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	200,000	-	-

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第31期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	△ 255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	△ 61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 61,157

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	△ 354,831
(2) 年金資産(千円)	295,087
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 59,744
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	△ 58,759
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 58,759

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第31期 (平成24年3月31日現在)	第32期 (平成25年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益否認額 233,446	前受収益否認額 80,176
繰越欠損金 974,852	繰越欠損金 966,686
未払費用否認額 42,625	未払費用否認額 32,126
賞与引当金等損金算入限度超過額 26,968	賞与引当金等損金算入限度超過額 37,004
退職給付引当金損金算入限度超過額 21,796	退職給付引当金損金算入限度超過額 44,832
減価償却資産 18,095	減価償却資産 7,449
資産除去債務 22,173	資産除去債務 16,852
その他 17,433	その他 9,753
繰延税金資産小計 1,357,388	繰延税金資産小計 1,194,878
評価性引当金 △ 1,176,212	評価性引当金 △ 1,092,719
繰延税金負債との相殺 △ 8,720	繰延税金負債との相殺 △ 3,651
繰延税金資産合計 172,456	繰延税金資産合計 98,508
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去負債会計基準適用に伴う	資産除去負債 △13,226
有形固定資産計上額 △ 19,301	その他有価証券評価差額金 △ 6,668
繰延税金負債小計 △ 19,301	繰延税金負債小計 △ 19,894
繰延税金資産との相殺 8,720	繰延税金資産との相殺 3,651
繰延税金負債合計 △ 10,581	繰延税金負債合計 △ 16,243
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。	同左
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間（建物の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（2.0%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

（3）事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第32期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
期首残高	58,469千円	62,213千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,632千円	-千円
時の経過による調整額	1,224千円	1,133千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,112千円	△12,429千円
期末残高	62,213千円	50,917千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第31期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び第32期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・りそな米国ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルリアルコース)	949,852	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)
 第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)
 第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)
 第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額（千円）	科 目	期末残高（千円）
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				

親会社	アムンディ・エス・アー	フランス・パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資助言報酬	19,632
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジー・アセットマネジメント(シンガポール) 株式会社	シンガポール・シンガポール市	-	投資顧問業	(所有)直接85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

(注) エスジー・アセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス・パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	運用再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*2 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額（千円）	科 目	期末残高（千円）
						役員 の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・エス・アー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資 顧問 業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	98,859	未収運用受託報酬	61,411
								委託者報酬 *1	7,816	未収委託者報酬	7
								投資助言報酬 *1	14,132	未収投資助言報酬	-
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	196,929	未収収益	29,393
								委託調査費等の支払 *2	181,969	未払金	46,863

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員 の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資 顧問 業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	180,803	前払費用	92,906
										未払金	4,801

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
 アムンディ エス・アー(非上場)
 アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
 クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,796.79円	1株当たり純資産額	2,793.69円
1株当たり当期純利益金額	63.12円	1株当たり当期純利益金額	113.36円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 <table> <tr> <td>当期純利益</td><td>151,493千円</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td><td>151,493千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数</td><td>2,400千株</td></tr> </table>	当期純利益	151,493千円	普通株式に係る当期純利益	151,493千円	期中平均株式数	2,400千株	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 <table> <tr> <td>当期純利益</td><td>272,076千円</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td><td>272,076千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数</td><td>2,400千株</td></tr> </table>	当期純利益	272,076千円	普通株式に係る当期純利益	272,076千円	期中平均株式数	2,400千株
当期純利益	151,493千円												
普通株式に係る当期純利益	151,493千円												
期中平均株式数	2,400千株												
当期純利益	272,076千円												
普通株式に係る当期純利益	272,076千円												
期中平均株式数	2,400千株												

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

- ・名称 株式会社 埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社 近畿大阪銀行
- ・資本金の額 38,971百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 アムンディ
- ・資本金の額 596,262,615ユーロ（平成25年6月末日現在）
- ・事業の内容 フランス籍の会社であり、内外の有価証券にかかる投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

＜再信託受託会社の概要＞

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

ファンドに関して、委託会社より運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

アムンディは、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を通して実質的に委託会社の株式を100%保有しています。

第3【参考情報】

当該計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、後記の通り提出されております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成25年1月17日

独立監査人の監査報告書

平成25年6月5日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴田 光夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・C A円建社債ファンド2011-10の平成24年10月23日から平成25年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・C A円建社債ファンド2011-10の平成25年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。